

特別養護老人ホーム 恵翔苑

令和7年4月1日～

第二段階（本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の人）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	670単位/日	740単位/日	815単位/日	886単位/日	955単位/日
個別機能訓練加算（Ⅰ）			12単位/日		
個別機能訓練加算（Ⅱ）			20単位/月		
日常生活継続支援加算（Ⅱ）			46単位/日		
看護体制加算（Ⅰ）			4単位/日		
夜勤職員配置加算（Ⅱ）			18単位/日		
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）			50単位/月		
A D L維持等加算（Ⅰ）			30単位/月		
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）			5単位/月		
協力医療機関連携加算（Ⅰ）			50単位/月		
おやつ代			100円/日		
居住費			880円/日		
食費			390円/日		
1ヶ月自己負担目安（31日）	¥69,152	¥71,626	¥74,276	¥76,785	¥79,224

第三段階①（本人及び世帯全員が市民税非課税、合計所得金額と年金収入額の合計が80万円を超、120万円以下の方）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	670単位/日	740単位/日	815単位/日	886単位/日	955単位/日
個別機能訓練加算（Ⅰ）			12単位/日		
個別機能訓練加算（Ⅱ）			20単位/月		
日常生活継続支援加算（Ⅱ）			46単位/日		
看護体制加算（Ⅰ）			4単位/日		
夜勤職員配置加算（Ⅱ）			18単位/日		
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）			50単位/月		
A D L維持等加算（Ⅰ）			30単位/月		
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）			5単位/月		
協力医療機関連携加算（Ⅰ）			50単位/月		
おやつ代			100円/日		
居住費			1370円/日		
食費			650円/日		
1ヶ月自己負担目安（31日）	¥92,402	¥94,876	¥97,526	¥100,035	¥102,474

第三段階②（本人及び世帯全員が市民税非課税、合計所得金額と年金収入額の合計が120万円を超える方）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	670単位/日	740単位/日	815単位/日	886単位/日	955単位/日
個別機能訓練加算（Ⅰ）			12単位/日		
個別機能訓練加算（Ⅱ）			20単位/月		
日常生活継続支援加算（Ⅱ）			46単位/日		
看護体制加算（Ⅰ）			4単位/日		
夜勤職員配置加算（Ⅱ）			18単位/日		
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）			50単位/月		
A D L維持等加算（Ⅰ）			30単位/月		
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）			5単位/月		
協力医療機関連携加算（Ⅰ）			50単位/月		
おやつ代			100円/日		
居住費			1370円/日		
食費			1360円/日		
1ヶ月自己負担目安（31日）	¥114,412	¥116,886	¥119,536	¥122,045	¥124,484

第四段階

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	670単位/日	740単位/日	815単位/日	886単位/日	955単位/日
個別機能訓練加算（Ⅰ）			12単位/日		
個別機能訓練加算（Ⅱ）			20単位/月		
日常生活継続支援加算（Ⅱ）			46単位/日		
看護体制加算（Ⅰ）			4単位/日		
夜勤職員配置加算（Ⅱ）			18単位/日		
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）			50単位/月		
A D L維持等加算（Ⅰ）			30単位/月		
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）			5単位/月		
協力医療機関連携加算（Ⅰ）			50単位/月		
おやつ代			100円/日		
居住費			2066円/日		
食費			1445円/日		
1ヶ月自己負担目安（31日）1割負担	¥138,623	¥141,097	¥143,747	¥146,256	¥148,695
1ヶ月自己負担目安（31日）2割負担	¥165,304	¥170,252	¥175,553	¥180,571	¥185,448
1ヶ月自己負担目安（31日）3割負担	¥191,986	¥199,408	¥207,359	¥214,886	¥222,202

※自己負担3割は平成30年8月1日より一定以上の所得者として該当される方となります

※月の日数により差額が生じる場合があります

※湖西市は【その他の地域】に該当します。1単位あたり10円を乗じた額が料金となります。

※上記1ヶ月自己負担目安には、介護職員等処遇改善加算Ⅰ（14.0%）が含まれた金額となっています。

その他の加算(該当者のみ)

★初期加算：1日30単位（入所した日より起算して30日以内、30日を超えて医療機関入院し再入所した場合）
★安全対策体制加算：1回20単位（入所した初日に限り）
★外泊時加算：1日246単位（1ヶ月6日限度）
★再入所時栄養加算：1回200単位（在所中に医療機関に入院し、再入所にあたり入院前と大きく異なる栄養管理が必要となる場合）
★自立支援促進加算：1ヶ月280単位（医学的アセスメント、機能訓練の必要性等、医師を加えた会議ののちケアを実施する）
★経口維持加算：1月（Ⅰ）400単位（Ⅱ）100単位（現に経口より食事摂取する者であって摂食障害を有し誤嚥が認められる入所者に対して特別な管理をした場合）
★療養食加算：1回6単位（医師より治療食指示があった場合）
★看取り介護加算（Ⅰ）：1日72単位（死亡日以前31日以上45日以下）1日144単位（死亡日以前4日以前以上30日以下）1日680単位（死亡日以前2日以上3日以下）1280単位（死亡日）
★褥瘡マネジメント加算：1ヶ月3単位（褥瘡発生と関連のあるリスクを評価し、LIFEへデータ提供とフィードバックを行った場合等）
★排泄支援加算：1月10単位（医師等が入所時に評価し少なくとも6ヶ月に1回評価し、LIFEへデータ提供とフィードバックを行った場合等）
★退所時相談援助加算：1回400単位（入所者が退所後、居宅サービスを利用する場合に関係機関に情報を提供した場合）
★退所時情報提供加算：1回250単位（医療機関へ退所する入所者について、入所者等の同意を得て心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合）
★退所時栄養情報連携加算：1回70単位（特別食を必要、又は医師が低栄養と判断した入所者の栄養管理に関する情報を退所先の医療機関等に提供した場合）
★口腔衛生管理加算：（Ⅰ）1月90単位（Ⅱ）1月110単位（歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔衛生等の管理を月2回以上行った場合）
★認知症チームケア推進加算Ⅱ：1月120単位（認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを行った場合、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する方[利用者総数の50%以上]）

その他の主な費用

理髪サービス1回1,500～2,500円、立替金管理サービス：1ヶ月1,000円、おやつ代1日100円（料金表に含まれている）
電気使用量（テレビや冷蔵庫等、1台につき）1日30円 レクリエーション費・医療費・薬代（実費）

介護保険負担限度額の軽減を受けるためには、市町村の窓口申請し【介護保険負担限度額認定証】の交付を受ける事が必要です。詳細については住所地市役所各担当窓口へお問い合わせください。